

剪定枝処理手数料補助事業

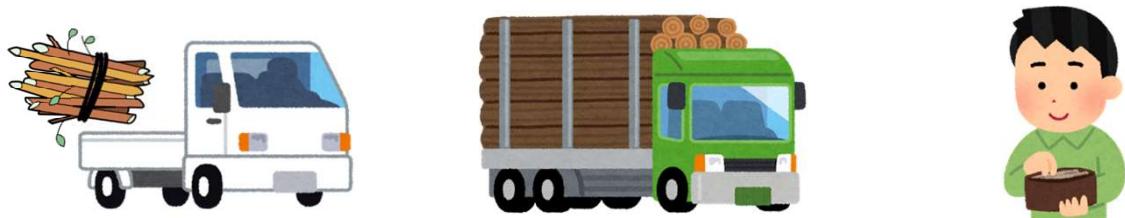
植木等の生産過程で発生する剪定枝・幹・根を指定処理業者で処理した処理費の一部を補助します。
生産過程でロスとなった植木等を処分する場合に限り、
「幹・根」も補助対象になります。



©稻沢市 いなッピー

対象者	植木等を生産する稻沢市内居住の農業者
補助率	1/3以内
上限金額	年間通して30万円

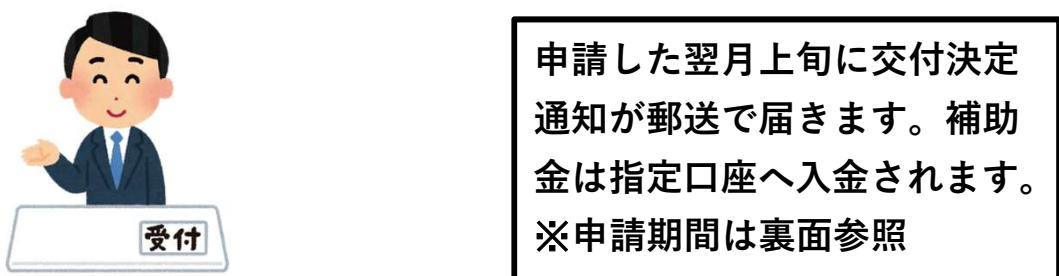
- 1 指定処理業者に剪定枝・幹・根を搬入し、処理料金を支払う



- 2 搬入時に発行された計量票と領収書を持って市役所へ



- 3 農務課で交付申請書を記入し、提出する（押印不要）



※自宅や第3者の庭木の剪定、建設廃材、農地の整備等の際に発生した剪定枝は対象外

問合先・申請先

稻沢市役所農務課農業振興グループ（本庁舎2階）
TEL 0587-32-1352（ダイヤルイン）

市ホームページはこちら→

ID 433
「剪定枝処理対策事業費補助金」



剪定枝処理手数料補助事業

植木等の生産過程で発生する剪定枝・幹・根を指定処理業者で処理した費用の一部を補助します。

生産過程でロスとなった植木等を処分する場合に限り
「幹・根」の処分費用も補助対象になります。

補助対象経費	植木・苗木を生産する過程で発生した剪定枝・幹・根を指定処理業者へ持ち込み、その処理に要する経費（税込）。 ※申請日から領収書等の発行日が1年以内のもの。
対象者	植木等を生産する稲沢市内在住の農業者
補助率・上限額	補助対象経費の1/3以内（100円未満切捨）、年度を通じて上限30万円
申請期間	毎年3月10日まで（毎月末締め） ※締切日が土、日、祝休日等で休庁日の場合は、その直前の平日が締切日
申請書類	(1) 交付申請書（様式） (2) 計量票の写し (3) 領収書の写し ※発行が難しい場合はご相談ください。
申請スケジュール	1 指定処理業者に剪定枝等を搬入し、処理料金を支払う 2 搬入時に発行された領収書と計量票、交付申請書を農務課へ提出 3 申請した翌月に交付決定が届く 4 補助金請求書を提出 5 補助金を指定口座へ入金
指定処理業者	コスモリサイクル（株）（稲沢市）、（有）八開チップ（愛西市）、高橋造園土木（有）（一宮市）
注意事項	・刈草、農業に関係のない自宅の庭木及び第三者の剪定枝等の処分は対象外となります。 ・剪定及び指定業者への搬入を第三者へ委託する場合は事前にご相談ください。 ・振込みで支払いをしている場合でも申請できます。

※予算には限りがあります。

剪定枝処理手数料の補助以外にも**剪定枝破碎機（申請期限:毎年9月30日）**や**破碎機の消耗品の補助制度**があります。詳しくは市ホームページをご確認ください。

市ホームページはこちら→

ID 433

「剪定枝処理対策事業費補助金」



問合先・申請先

稲沢市役所 農務課 農業振興グループ（本庁舎2階）

T E L 0587-32-1352 (直通) F A X 0587-32-1240

